

2018年8月17日

各 位

会 社 名 株式会社トラス・テック
代表者名 代表取締役社長 西田 穰
(コード：2154 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 村井範之
電話番号 03-5777-7727

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2018年9月21日開催予定の第14期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、現行定款第32条（監査役の選任）及び第33条（監査役の任期）の一部変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

株主総会開催日	2018年9月21日
定款変更の効力発生日	2018年9月21日

以 上

別紙

(下線は変更部分を指しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><前略></p> <p>(監査役の選任) 第 32 条</p> <p style="text-align: center;"><条文省略></p> <p>2 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(監査役の任期) 第 33 条</p> <p style="text-align: center;"><条文省略></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p>	<p style="text-align: center;"><前略></p> <p>(監査役の選任) 第 32 条</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 33 条</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p style="text-align: center;"><以下略></p>